

## 第二十九章 例外及び一般規定

## 第A節 例外

## 第二十九・一条 一般的例外

1 第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第七章（衛生植物検疫措置）、第八章（貿易の技術的障害）及び第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す（注）。

注 第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、物品の購入、生産若しくは販売又は最終的な結果が物品の生産である活動に影響を及ぼす締約国の措置（国有企業又は指定独占企業の活動を通じてとられる措置の実施を含む。）についてののみ、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康

の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存に関する措置について適用されることを了解する。

3 第十章（国境を越えるサービスの貿易）、第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）、第十三章（電気通信）、第十四章（電子商取引）（注1）及び第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す（注2）。締約国は、同条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

注1 この条の規定は、デジタル・プロダクトが物品又はサービスのいずれに分類されるべきかについて影響を及ぼすものではない。

注2 第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、サービスの購入若しくは提供又は最終的な結果がサービスの提供である活動に影響を及ぼす締約国の措置（国有企業又は指定独占企業の活動を通じてとられる措置の実施を含む。）についてののみ、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

4 この協定のいかなる規定も、締約国が、関税の維持又は引上げを含む行動であつて、WTOの紛争解決機関によって承認されるもの又は行動をとる締約国及び当該行動がとられる締約国が締結している自由貿易協定に基づく紛争解決のためのパネルの決定の結果とられるものをとることを妨げるものと解してはならない。

#### 第二十九・二条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

#### 第二十九・三条 一時的なセーフガード措置

1 この協定のいかなる規定も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、締約国が経常勘定取引のための支払又は移転について制限的な措置を採用し、

又は維持することを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、次のいずれかの場合において、締約国が資本の移動に関連する支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資本の移動に関連する支払又は移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす、又はもたらすおそれのある場合

3 1又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・二条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）の規定に反しないものであること（注）。

注 1又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する措置が投資家を居住に基づいて区別する事実は、当該措置が第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）の規定に適合しないことを必ずしも意味するものではない。もつとも、これらの規

定の一般的な解釈を妨げるものではない。

- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 他の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- (d) 1又は2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (e) 一時的なものであり、1又は2に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること及び十八箇月の期間を超えないこと。もつとも、一の締約国は、例外的な状況において、当該措置を延長することについてその延長の三十日以内に他の締約国に書面により通報することにより、一年の追加的な期間ごとに当該措置を延長することができる。ただし、協議の後、その通報の受領から三十日以内に、締約国の過半数が、延長される措置が(c)、(d)及び(h)に定める要件を満たすために立案され、及び適用されることについて同意しない旨を書面により通報する場合は、この限りでない。この場合において、当該延長される措置をとる締約国は、締約国の過半数が同意しない旨の通報の受領から九十日以内に、他の締約国の意見を考慮して、当該延長される措置を廃止し、又は(c)、(d)及び(h)の規定に適合させ

るために修正するものとする。

(f) 第九・八条（収用及び補償）の規定に反しないものであること（注）。

注 1又は2に規定する措置は、附属書九―B（収用）(3)(b)に規定する公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国により立案され、及び適用される差別的でない規制措置であることがある。

(g) 資本の流出に対する制限の場合には、制限的な措置をとる締約国の領域において投資家が制限された資産（注）から市場における相場で収益を得ることを妨げるものでないこと。

注 この(g)における「制限された資産」とは、制限的な措置をとる締約国の領域において締約国の投資家によって投資された資産であつて、当該制限的な措置をとる締約国の領域外に移転することを制限されたもののみをいう。

(h) 経済全般に必要な調整を避けるために使用されるものでないこと。

4 1及び2に規定する措置は、外国直接投資（注）に関連する支払又は移転については、適用しない。

注 この条の規定の適用上、「外国直接投資」とは、締約国の投資家による他の締約国の領域における投資の一形態であつて、当該投資家が、当該投資を通じ、企業若しくは他の直接投資に係る資産を所有し、若しくは支配し、又は企業若しくは他の直接投資に係る資産の管理に相当な程度の影響力を及ぼすものであり、及び永続的な関係を構築するために行う傾向にあるものをい

う。例えば、十二箇月以上の期間にわたる企業の議決権の十パーセント以上の所有は、一般に外国直接投資とみなされる。

5 締約国は、1又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する措置が価格を基礎とするものであるよう定めることに努めるものとし、当該措置が価格を基礎とするものでない場合において、他の締約国に当該措置を通報するときは、数量制限を利用する必要性について説明するものとする。

6 物品の貿易の場合には、千九百九十四年のガット第十二条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。この6の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、非締約国の待遇と比較してこの協定に基づいて他の締約国に与えられる相対的な利益を害してはならない。

7 1、2又は6の規定に基づく措置を採用し、又は維持する締約国は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 他の締約国に対し、当該措置（その変更を含む。）について、その実施の必要性とともに、その採用から三十日以内に書面により通報すること。

(b) 日程又は当該措置の廃止のために必要な条件をできる限り速やかに提示すること。

- (c) 当該措置を速やかに公表すること。
- (d) 自国が採用し、又は維持する措置の見直しのため、他の締約国と速やかに協議を開始すること。
- (i) 資本の移動の場合には、自国が採用した措置について協議を要請する他の締約国に対して速やかに回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われている場合を除く。
- (ii) 経常勘定に係る制限の場合において、自国が採用した措置に関する協議が世界貿易機関設立協定の枠組みの下で行われていないときは、要請に応じ、利害関係を有する締約国と速やかに協議を開始すること。

#### 第二十九・四条 租税に係る課税措置

##### 1 この条の規定の適用上、

「指定当局」とは、次の者又は他の締約国に対して書面により通報するこれらの者の後継者をいう。

- (a) オーストラリアについては、財務次官又は権限を与えられたその代理者
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (c) カナダについては、財務省税制担当次官補



(d) チリについては、財務次官

(e) 日本国については、外務大臣及び財務大臣（注）

注 関係締約国の指定当局間の協議のための日本国の連絡部局は、財務省である。

(f) マレーシアについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(g) メキシコについては、財務公債大臣

(h) ニュージーランドについては、内国歳入庁長官又は権限を与えられたその代理者

(i) ペルーについては、経済・財政省国際経済・競争・生産担当局長

(j) シンガポールについては、財務省首席税政官

(k) アメリカ合衆国については、財務次官補（税制担当）

(l) ベトナムについては、財務大臣

「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。

「租税」及び「租税に係る課税措置」には、消費税を含むが、次のものを含まない。

(a) 第一・三条（一般的定義）に定義する「関税」

(b) 第一・三条（一般的定義）の「関税」の定義の(b)及び(c)に掲げる措置

2 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

4 二以上の締約国間の租税条約に関し、この協定と当該租税条約との間で抵触が存在するかどうかについて問題が生ずる場合には、当該問題は、当該締約国の指定当局に付託される。当該締約国の指定当局は、当該抵触の存在及び程度に関する決定を行うため、当該問題の付託の日から六箇月の期間を有する。当該六箇月の期間は、当該指定当局が合意する場合には、当該問題の付託の日から十二箇月まで延長することができる。当該問題を生じさせた措置についての手続であつて、前章（紛争解決）又は第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定によるいかなるものも、当該六箇月の期間又は当該指定当局が合意するその他の期間が終了するまで開始することができない。租税に係る課税措置に関する紛争を検討するために設置されるパネル又は仲裁廷は、この4の規定に基づいて締約国の指定当局が行う決定を拘束力のあるものと

して受け入れる。

5 3の規定にかかわらず、

(a) 第二・三条（内国民待遇）及び同条の規定を実施するために必要なこの協定の他の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置について適用する。

(b) 第二・十五条（輸出税、租税その他の課徴金）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

6 3の規定に従うことを条件として、

(a) 第十・三条（内国民待遇）及び第十一・六条（国境を越える貿易）1の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）であつて、特定のサービスの購入又は消費に関連するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、自国の領域においてサービスを提供することを要求することを特定のサービスの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件とすることを妨げるものではない。

注 この(a)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすもので

はない。

- (b) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・二条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・六条（国境を越える貿易）1及び第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産、投資又は財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）及び遺産、相続、贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。

注 この(b)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

- (c) 第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関連するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、自国の領域においてデジタル・プロダクトを提供することを

要求することを特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件とすることを妨げるものではない。

注 この(c)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

ただし、(a)から(c)までに規定する各条のいかなる規定も、次のものについては、適用しない。

(d) 租税条約に基づいて締約国が与える利益に対する最恵国待遇の義務

(e) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であつてこの協定の規定に適合しないもの

(f) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であつてこの協定の規定に適合しないものの継続又は即時の更

新

(g) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であつてこの協定の規定に適合しないものの改正（当該改正において当該課税措置と(a)から(c)までに規定する各条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(h) 租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置の採

用又は実施（課税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）。ただし、当該租税に係る課税措置が締約国の者、物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを条件とする（注）。

注 締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(d)の注の規定がサービス又は直接税に限定されなかった場合における同条(d)の規定に照らし、この(h)の規定を解釈しなければならないことを了解する。

(i) 年金信託、年金計画、退職年金基金その他の制度であつて、年金、退職年金又は類似の給付を行うためのものに対し、締約国が、継続して権限、規制又は監督を維持することを要求することを、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とする規定

(j) 保険料に対する消費税（当該消費税が、他の締約国によつて課される場合には、(e)から(g)までの規定の対象となるものに限る。）

7 3の規定に従ふことを条件として、かつ、5の規定に基づく締約国の権利及び義務を害することなく、第九・十条（特定措置の履行要求）2、3及び5の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

8 第九・八条（収用及び補償）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。ただし、当該租税に係

る措置が収用に当たらないことがこの8の規定に従って決定されている場合には、いかなる投資家も、同条の規定を請求の根拠として援用することができない。租税に係る課税措置について同条の規定を援用しようとする投資家は、当該租税に係る措置が収用に当たらないかどうかの問題を、第九・十九条（請求の仲裁への付託）に規定する付託の意図の通知を送付する際に、まず、当該投資家の締約国の指定当局及び被申立人である締約国の指定当局に付託しなければならない。これらの指定当局が、当該問題を検討することについて合意しない場合又は当該問題を検討することについて合意したが、その付託から六箇月以内に当該措置が収用に当たらないことについて合意することはできない場合には、当該投資家は、同条の規定に基づいて自己の請求を仲裁に付託することができる。

9 この協定のいかなる規定も、シンガポールが、空間に係る特定の制約から生ずる自国の公共政策の目的に対処するために必要である以上に貿易制限的でない租税に係る課税措置を採用することを妨げるものではない。

#### 第二十九・五条 たばこの規制のための措置（注）

注 この条の規定は、第九・十五条（利益の否認）の規定の運用又はたばこの規制のための措置に関する前章（紛争解決）の規定に

基づく締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置（注）に対する不服の申立てに係る請求について第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）に定める利益を否認することを選択することができる。当該締約国がその選択を行った場合には、当該請求は、同節の規定による仲裁に付託することができない。当該締約国は、当該請求について同節の規定による仲裁への当該請求の付託の時までに利益を否認することを選択しなかった場合には、その手続の期間中に利益を否認することができない。当該締約国が当該請求について利益を否認することを選択する場合には、当該請求は、棄却される。

注 たばこの規制のための措置とは、締約国の措置であって、製造されたたばこ製品（たばこを原料とする製品及びたばこから得られる製品を含む。）の生産若しくは消費、流通、ラベル、包装、宣伝、マーケティング、販売促進、販売、購入又は使用に関するもの及び検査、記録、報告の要求等の取締措置をいう。たばこ製品の製造者が保有していないたばこの葉又は製造されたたばこ製品の一部分でないたばこの葉についての措置は、たばこの規制のための措置ではない。

## 第二十九・六条 ワイタング条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対



してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタング条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタング条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決に関する規定の対象とならないことに合意する。前章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルに対しては、1に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうのみ決定するよう要請することができる。

## 第B節 一般規定

### 第二十九・七条 情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、又は公共の利益に反することとなる情報及び公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報を提供

し、又は開示することを要求するものと解してはならない。

第二十九・八条 伝統的な知識及び伝統的な文化的表現

各締約国は、自国の国際的な義務に従い、伝統的な知識及び伝統的な文化的表現を尊重し、保護し、及び奨励するための適当な措置を定めることができる。